

R 7 営繕

城西高等学校神山校
実習棟耐震改修工事

神・神領

通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名
01	A-00	表紙			
02	共-01, 02	営繕工事共通仕様書 (1) (2)			
03	共-03, 04	営繕工事共通仕様書 (3) (4)			
04	共-05, 06	営繕工事共通仕様書 (5) (6)			
05	改特-01, 02	建築改修工事特記仕様書 (1) (2)			
06	改特-03, 04	建築改修工事特記仕様書 (3) (4)			
07	改特-05, 06	建築改修工事特記仕様書 (5) (6)			
08	改特-07, 08	建築改修工事特記仕様書 (7) (8)			
09	A-01	付近見取図・配置図・概略工事工程表・支障物件図			
10	A-02	内外仕上表			
11	A-03	平面図・立面図			
12	A-04	小屋伏図・基礎伏図・屋根平面図・部材リスト			
13	A-05	天井伏図・展開図			
14	A-06	軸組図			
15	A-07	改修前 断面及び平面詳細図・鉄骨架構詳細図			
16	A-08	改修後 断面及び平面詳細図・鉄骨架構詳細図			
17	A-09	鉄骨構造基準図			
18	A-10	実習棟 現況設備図（支障物件確認図）			
19	A-11	実習棟 空調設備図（改修前・後）			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

R7営繕 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事

2. 工事場所

名西郡神山町神領

3. 建物概要

建物名称	実習棟		
構造・規模	鉄骨造 平屋建て		
敷地面積	198.74(m2)		
延床面積	198.74(m2)		
消防法施行例別表第1の区分	7項		

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	耐震改修工事
受変電設備	空調改修工事

5. 猛暑を考慮した工期

本工事は猛暑を考慮した工期設定の対象外工事である。

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 10 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹 地点におけるWBGT値が31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書（②から⑤に対するもの）
- 補足説明書
- 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

- 受注者は下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工所用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

 - 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
 - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断されるものについては、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること、図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- ② アスベスト

解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

- 既存の分析調査結果の貰与

（あり・なし）

 - 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1 及び関係法令により行うこと。
 - 事前調査は、建築物土綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コングリート塊、アスファルト・コングリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。

4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。

5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。

6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の地質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

工事名：
R 7 営繕
城西高等学校神山校
神・神領
実習棟耐震改修工事

ただし、以下の1)～3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）

2) 他の建設現場で利用する場合

3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると」に記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの） ・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品 （注） ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 ・ 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。）で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要綱（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

設計者情報：
アルファデザイン
一級設計事務所
管理建築士
大久保 明
番号
149496

共-03
営繕工事共通仕様書(3)

設計者情報：
アルファデザイン
一級設計事務所
管理建築士
大久保 明
番号
149496

共-04
営繕工事共通仕様書(4)

- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事に先んじては全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ2部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- ・保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）について付保する。
- ② 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書
1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・)

3. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、施設管理者と協議とする。

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 5 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・)
- ② 警備員は、延 5 人 (昼 5 人、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人) を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	(有)坂東工業 (中間処分)		名西郡神山町阿野字長瀬118番地の1 神山町阿野字長瀬119番地の2	11.3	1,400	t
コンクリート(有筋)	(有)坂東工業 (中間処分)		名西郡神山町阿野字長瀬118番地の1 神山町阿野字長瀬119番地の2	11.3	1,700	t
金属(処分)	(有)荒木商店☆優良認定業者		徳島市洪野町楠木野旗9番地 徳島市方上町鶴島22-1,23-1	26.0	0	t
木材	(有)徳島興産☆優良認定業者		徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	30.4	10,000	t
がらす	(財)徳島県環境整備公社(橋)		阿南市橘町小勝187番の地先 阿南市橘町小勝187番の地先	39.7	5,640	t
アスベスト含有成形板等	(株)明和グリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	85.2	36,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 7 章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

7. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ① 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。

学 校: ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン

学校以外: ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン

- ② 採取器具は受注者にて用意すること。

- ③ 測定箇所

測 定 対 象 室	測定箇所数
作物畜産実験室	1
女子作業更衣室	1

- ④ 測定は、次のいずれかにより行う。

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第 1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法

- パッシブ型採取機器を用いる方法

パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。

- 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。
- 5時間閉鎖
1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。

- 3) 測定

- 2)の状態のままで測定する。

- 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

- 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

- 4) 分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

- 5) 測定結果の提出

測定後、測定結果を監督員に提出すること。

- ⑤ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。
なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

監督員の指示により決定する。

3. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。

- 労働安全衛生法に基づく構造規格

- (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

- ④ 外部足場(図示の通り)

- 壁つなぎ間隔(水平方向: 8 m以下、鉛直方向: 9 m以下)

- 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- ⑤ 内部足場(図示の通り)

- 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

- ⑥ 仮囲い(図示の通り)

- ⑦ ゲート(有 ・ 図示の通り)

- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

- ⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

- ⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。

- ⑫ その他

4. 養生

- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:)

- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:)

- ③ 仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。(養生方法:)

5. 工事用水、電力等

- ① 既存電力利用(・ 出来ない)、電力料金(・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

- ② 既存用水利用(・ 出来ない)、電力料金(・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

6. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、(図示の場所に ・)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

- ② 借地借家料 円

3章 内装改修工事

1. 一般事項

- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

- ② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修			
既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照			
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系 床タイル	改標仕6. 2. 2 (1) (ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入。
合成樹脂塗床	機械的除去工法目荒らし工法 改標仕6. 2. 2 (1) (イ)	同 上	
フローリング張床	改標仕6. 2. 2 (1) (ウ)	同 上	
床タイル	改標仕6. 2. 2 (1) (エ)	同 上	
床組	改標仕6. 2. 2 (1) (オ)	同 上	

コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況	下地処理方法	備 考 欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

- ・改修後の床の清掃範囲は図示する。

② 壁改修

- ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照
- ・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
モルタル塗り ※施工場所は図示による。

塗り厚25mm超の場合の補修を	(行う ・ 行わない)
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
油圧クラッシャー使用	
ダイヤモンドカッター使用	
ハンドブレーカー使用	
アグレッシブウォータージェット使用	

- ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
壁下地を含む全面	ブレース施工に支障となる範囲
ボード面まで	
ボード面を残し仕上げのみ	

③ 天井改修 改標仕6.4.2参照

撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容
天井下地を含む全面	ブレース施工に支障となる範囲
ボード面まで	
ボード面を残し仕上げのみ	

- ・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。
- ・既存天井塗装仕上面を塗替を行う。

3. 木工事

① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。

含水率は (・) 種とする。

② 木材の品質

保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570) (木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クロオソト油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和49年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の湿潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 製材

樹種及び等級

	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考
下 地 材							
造 作 材	内装仕上げ	ベニア	4mm	上小節	合板	A	県産材

5. 諸金物等

- ① 下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。
- ② 木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。
- ③ かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。
- ④ 防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤((社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。

⑤ 防蟻処理は、(社)日本木材保存協会及び(社)日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。

防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面
土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全 面
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全 面
真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全 面
土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板	全 面
1階窓台等	全 面

⑥ 木材の防腐・防蟻処理は工場において (加圧処理法 ・ 拡散処理法 ・ 浸漬処理法) により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。
適用部材 ()。 保存処理性能区分 (K1 K2 K3 K4 K5)。

ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。

また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。

- (1) 各種製材のJAS1083の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。
- (2) JIS A 9108(土台用加圧式防腐処理木材)によるものを使用する。
- (3) 人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防腐剤を用いて、JIS A 9002(木材の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行ったものを使用する。
- (4) 防腐・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合は、特記による。
- (5) 認証木材建材(AQマーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。

⑦ 木材保存(防腐・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。

⑧ 継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。

⑨ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場 合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

6. 軽量鉄骨壁下地

- ① JIS A 6517の規格品とする。
- ② スタッド、ランナ等の種類は、 (65 型)とし、改標仕表6.7.1による。
- ③ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は (・)
- ④ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

7. 軽量鉄骨天井下地

- ① JIS A 6517の規格品とする。
- ② 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。
- ③ 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
- ④ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。
- ⑤ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(36)m/s
地表面粗度区分(I ・ II ・ ・ IV)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)
- ⑥ 屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。
- ⑦ ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
- ⑧ 天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。
- ⑨ 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
- ⑩ 屋外の軒、ピロティー等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。

8. せっこうボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
化粧せっこうボードトラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	目通し	9.5	準不燃	小ねじ	L G S	

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

9. 断熱材

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

4章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

工事名： R 7 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事

2. 合成樹脂調合ベイント塗り(SOP)

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
木部		B 種	B 種			

5章 耐震改修工事

I 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 2 9 5 A	D10、D13
－	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	－	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

- ① 主要構造部の配筋は、コンクリート打ちに先立ち、監督員の検査を受ける。
- ② 鉄筋の継手は (重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 特殊継手)とする。
原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- ③ 鉄筋の継手位置は図示による。
- ④ 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- ⑤ 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 ・ 機械式継手)とする。
- ⑥ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。
- ⑦ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- ⑧ スラブのスパーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスパーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。
- ⑨ 鉄筋の90° 未満の折曲げの内法直径は図示による。
- ⑩ 鉄筋の定着方法及び長さは図示する。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、改標仕 表8.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、改標仕各部配筋参考図による。

5. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の実地検査を受ける。

II コンクリート工事

1. 一般事項

① 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理強度 Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積質量 (t/m3)	適用箇所
普通コンクリート	21	21＋S	18	有		2.3	柱基礎、腰壁
普通コンクリート	18	－	15	無			土間コンクリート

② コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、改標仕 表8.1.3による。

③ 合板せき板を用いる打放し上げの種類は(A ・ B ・ C)種とする。

④ コンクリートの仕上がりの平たんさは、改標仕 表8.1.5による。

⑤ コンクリートの強度試験

- コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
- ・ 第4週強度確認
 - 第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。

⑥ 構造体用モルタルの調合

モルタルの圧縮強度()、 フロー値()mm

2. 普通コンクリート

① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライッシュセメントB種)とする。

② 高炉セメントB種適用箇所() フライアッシュセメントB種適用箇所()

③ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。

- 1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総をNa2O換算で3.0kg以下にする。
- 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
- 3) 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 114骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- ④ 細骨材としてフェロニッケスラグ使用(できる ・ できない)。
- ⑤ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。

工事名： R 7 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事

⑥ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とするなお、構造体強度補正值(S)は、改標仕 表8.2.4によりセメントの種類及びコン

クリートの打込みから齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

⑦ コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m3以下とし、試験方法は改標仕8.6.4による。

⑧ 試験りは(行う ・ 行わない)。

⑨ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。

⑩ 工事に先立ち、レディミクストコンクリート工場を選定し、監督職員の承諾を得る。

3. 型枠

① 型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂製 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種類別	仕上げ種別	塗装の有無	材 質	厚 さ	適用箇所
県産木製型枠	－	なし			
改標仕8. 2. 7 (2) (ア)	A種	なし		12mm	腰壁
改標仕8. 2. 7 (2) (イ)	B種	なし		12mm	柱基礎、腰壁
改標仕8. 2. 7 (2) (イ)	C種	なし			
改標仕8. 2. 7 (2) (イ)	普通型枠	なし			

② スリーブの材種()

③ 打ち放し仕上げの打ち増し厚さは (20)mmとする。

④ 誘発目地の位置、形状及び寸法は図示による。

4. あと施工アンカー工事

① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。

② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。

③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。

④ 施工確認試験を(行う ・ 行わない)。 確認強度(49)kN
1ロットは 1日に施工されたものの径・仕様ごと ()とする。

⑤ あと施工アンカーは(金属系アンカー ・ 接着系アンカー)とする。

- ・ 金属系アンカー
引張耐力()、 せん断耐力()とする。 アンカー本体の径()、 埋込深さ()とする。
アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。
接合筋の種類は()、 径()、 長さ()とする。
- ・ 接着系アンカー
引張耐力(73.5kN)、 せん断耐力(68.9kN)とする。
アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。

III 鉄骨製作

1. 一般事項

- ① 製作工場は、国土交通大臣の認定による(J)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- ② 鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く ・ 置かなくともよい)
- ③ 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm) (H4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。

2. 鋼材

鋼材は次による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
SS400	一般構造用圧延鋼材	ブレース、プレート、アングル
SSC400	一般構造用軽量形鋼	胴縁

3. 高力ボルト

- ① 高力ボルトは、(トルシア形高力ボルト2種(S10T) ・ JIS形高力ボルト2種(F10T) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T相当))とする。
径は(16)とし、使用箇所は図示による。
- ② トルシア形高力ボルト及び溶融亜鉛めっき高力ボルトは、建築基準法により認定された製品とする。
- ③ 溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したJIS規格品とする。

4. 材料試験等

- ① JIS規格品は、材料試験は行わない。
ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ② 板厚方向の引張試験を(行う ・ 行わない)

5. 工作一般

- ① 鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし 書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
- ② 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
- ③ 仮組を(実施する ・ 実施しない)

6. ボルト接合

- ① すべり係数試験は(行う ・ 行わない
- ② ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
(1) 表面粗度測定機による測定
(2) ブラスト機器の性能表による確認
(3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- ③ JIS形高力ボルトを工事現場に搬入後、トルク係数値の確認試験を(行う ・ 行わない)。
- ④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- ⑤ トルシア形高力ボルトは、工場現場に搬入後、張力確認試験を(行う ・ 行わない)。

工事名：R 7 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事

- ⑥ 締付け施工法の確認は、JASS6.6.5〔締付け施工法の確認〕に準じる。
- ⑦ 普通ボルトの座金は(JIS B 1256) ・ ()とする。
- ⑧ 普通ボルトの戻止めは次による。
(二重ナット) ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット)

7. 錆止め塗装

区 分	下地調整	さび止め塗料		種 別	備 考
		屋外	屋内		
鉄面	RA	－	JASS 18 M-111又は JIS K 5674	改標仕表7. 4. 3の B種	工場1回 現場1回

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を (行 う ・ 行わない)。行う場合の塗料の種別は(A種 ・ B種)とする。

8. 工事現場施工

- 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書6鉄骨工事付則6鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
- 特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
 - 軽微な構造物あるいは構造物の部分。

6章 環境配慮(グリーン)改修工事

I アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
- ② 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2〔6〕により見やすい場所に掲示すること。
- ③ アスベスト粉塵濃度測定を(行 う ・ 行わない)。
 - 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 報告書を()部作成し監督員に提出すること。
 - 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()
- ④ 施工計画
 - (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
 - (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去

- ① 養生等
 - (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。

外部足場 種類:
仕様: 枚布
D= cm
シート種類: プラスチックシート(ポリエチレン)厚0.15以上
 - (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。

内部足場 種類: 移動式足場、枠組本足場
仕様: 枚布
D= cm
養生種別:
- ② 工法
 - (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
 - (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

③ 除去箇所一覧表

階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法
1階		外壁	スレート	59. 6m2	みなし

- ④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
- ⑤ 施工記録等
 - (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
 - (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

工事名：R 7 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事

7章 土工事

1. 根切り

- ① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- ② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- ③ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 排水

工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋め戻し及び盛土

- ① 使用土は(A種 ・ B種) ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。
- ② 六価クロム溶出試験を(行 う ・ 行わない)。
 - 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
 - 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)について「六価クロム溶出試験実施要領(案)」(H13.5.11建設第166号一部変更)により実施する。
- ・ 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

4. 建設発生土の処理

- ① 場内敷き均しとする。



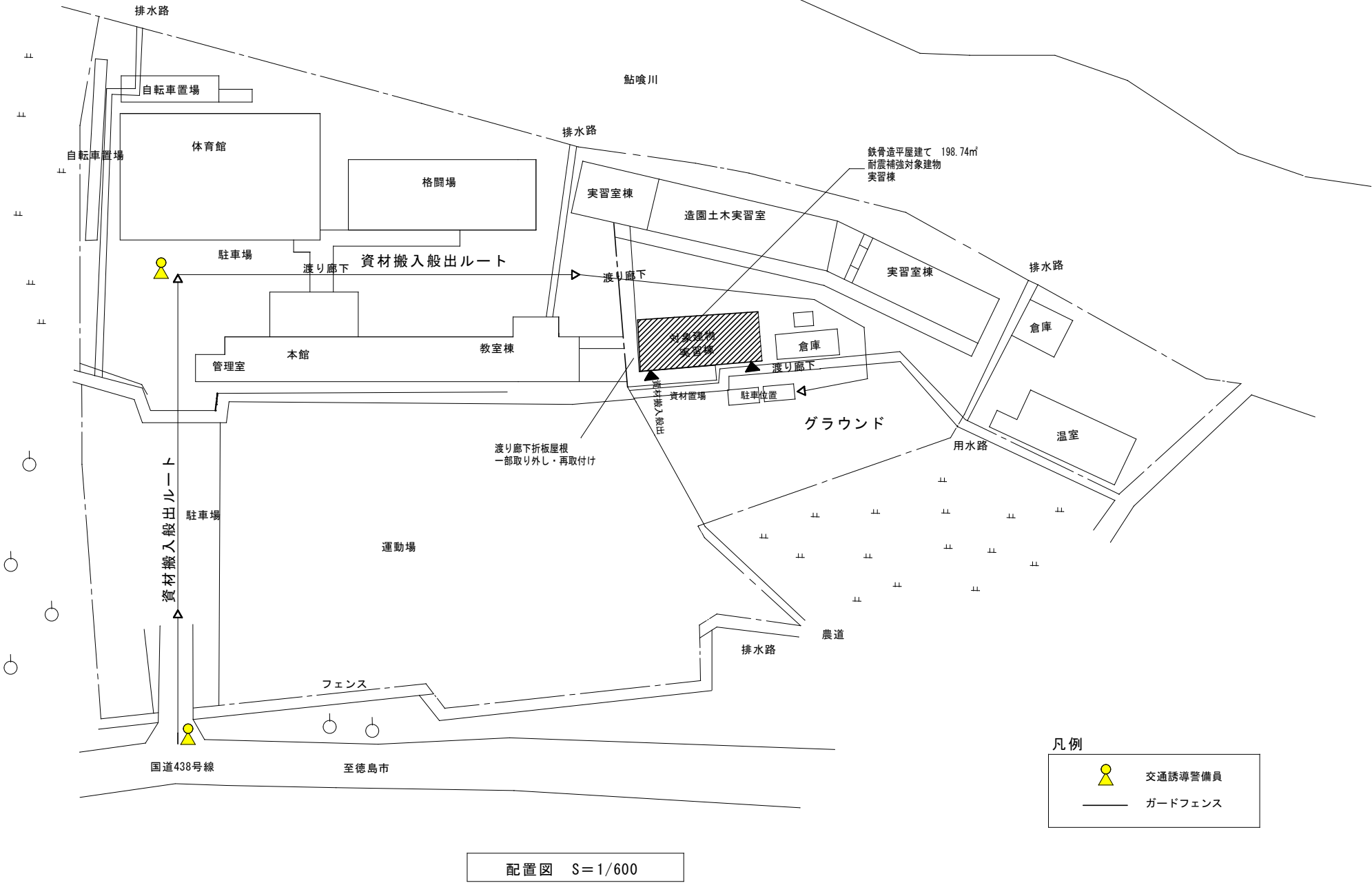
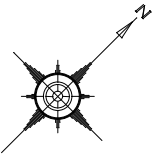
概略工程表（参考）

	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	
準備工	→					
空調工事		→				
仮設		→			→	
撤去		→				
鉄骨			→			
コンクリート			→			
内外装				→		
片付け					→	
検査					→	

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



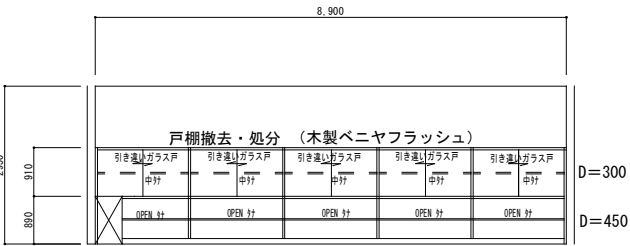
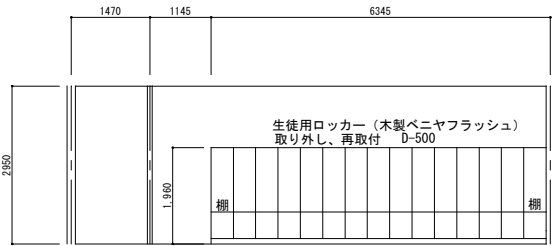
	徳島県教育委員会事務局施設整備課	●工事名 R7宮精 城西高等学校神山校 神・神補 実習棟耐震改修工事	●図面番号 A-01	アルファデザイン 一級建築設計事務所 阿南市日開野町筒路19番地8 大久保 明 一級建築士登録（第）149496号 Tel (0884) -22-5611 fax (0884) -22-5626	
		●図面名 付近見取図・配置図・概略工事工程表・支障物件図	●縮尺 1/600		

外部仕上げ表

屋根	スレート瓦葺き 改修無し	外壁	小波スレート張り 一部撤去 透湿防水シート・金属製サイディング張り厚15（タテ張り）
破風	カラー鋼板巻き 改修無し	外壁腰	C B 下地 モルタル刷毛引き 一部撤去・新設
軒天	ケイ酸カルシウム板 ペンキ仕上げ 一部有孔ボード ペンキ仕上げ 改修無し	犬走り	コンクリート打放し 一部撤去
軒樋	鋼板曲げ加工 箱樋 改修無し		
竖樋	硬質塩ビ管 改修無し		

内部仕上げ表

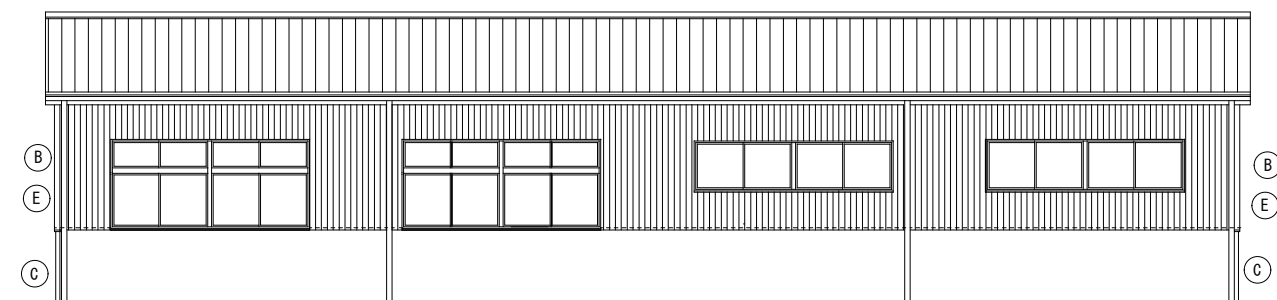
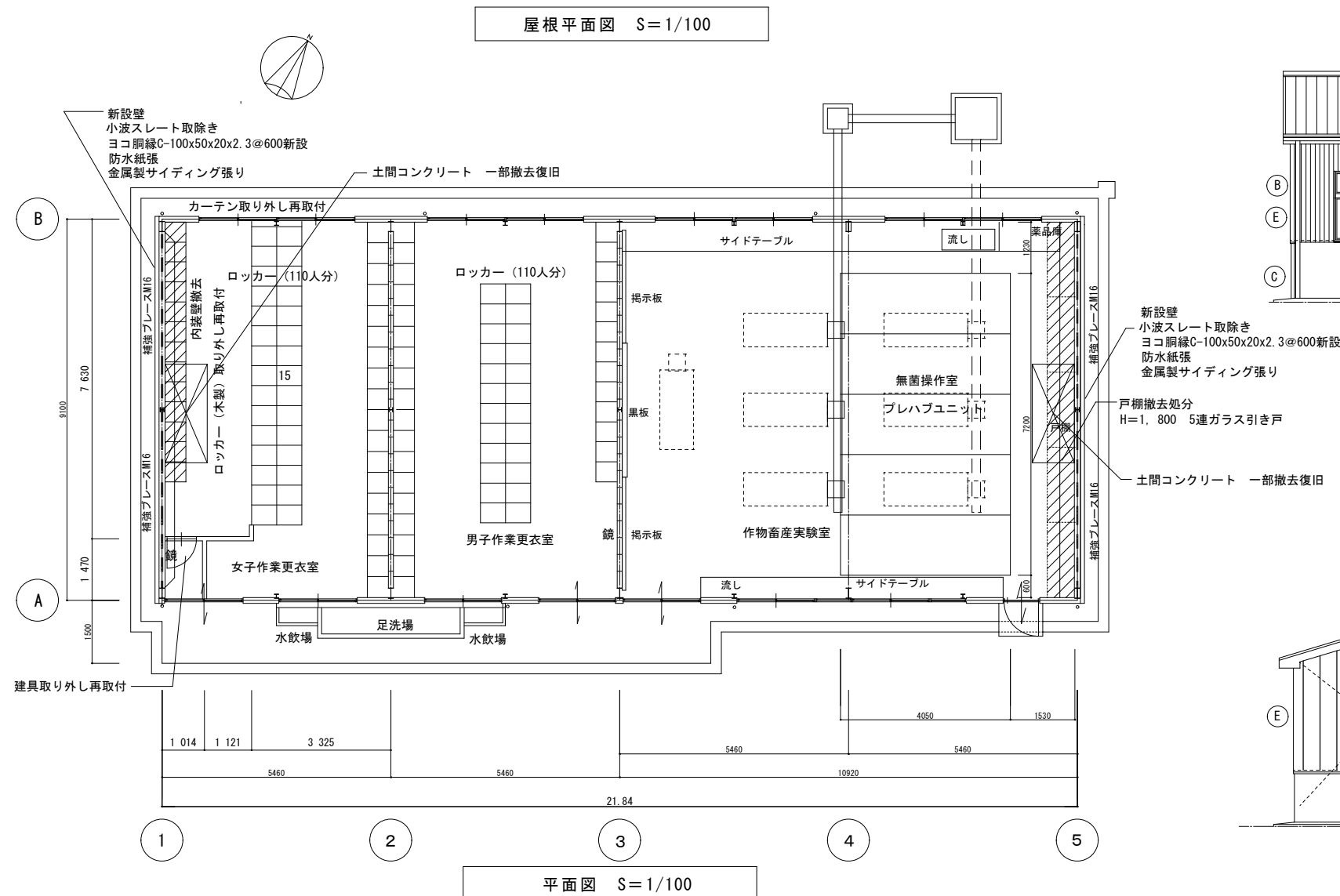
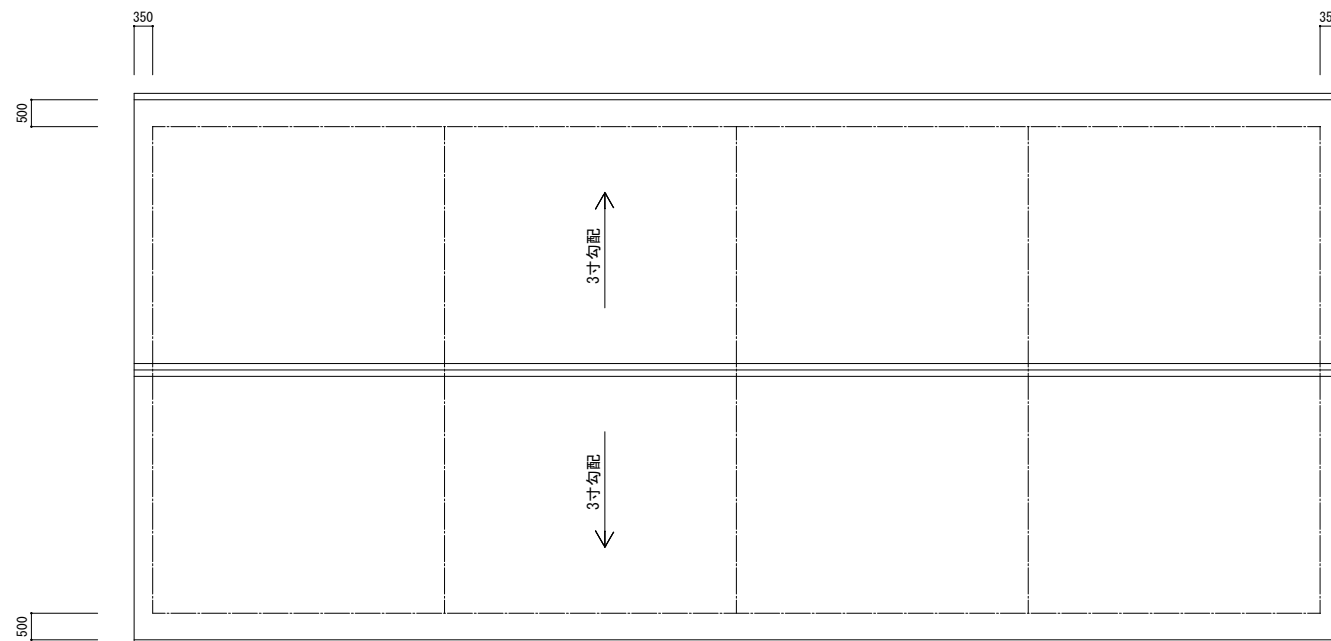
室 名	床	巾木	壁	天井	廻り縁	備考
作物畜産実験室	モルタル金鍍押え 一部撤去復旧（土間コン＋土間シートt0.15＋砕石100）	木製幅木 H＝100 一部撤去・新設	壁：ベニア 4mm S O P 塗 一部撤去（木下地）・新設（LGS下地共） 腰：モルタル金鍍ミガキ S O P 塗 改修無し	化粧石膏ボード9.5mm 一部撤去・新設（既存木下地利用）	一部撤去・新設	戸棚撤去・処分
無菌操作室	モルタル金鍍押え 改修無し	ユニット 改修無し	ユニットパネル 改修無し	ユニット 改修無し		
男子作業更衣室	モルタル金鍍押え 改修無し	モルタル 金鍍押え 改修無し	石膏ボード、ベニア4mm 改修無し	石膏ボード 改修無し		
女子作業更衣室	モルタル金鍍押え 一部撤去復旧（土間コン＋土間シートt0.15＋砕石100）	木製幅木 H＝100 一部撤去・新設	ベニア 4mm S O P 塗 一部撤去（木下地）・新設（LGS下地共）	化粧石膏ボード9.5mm 一部撤去・新設（既存木下地利用）		ロッカー、カーテン取り外し再取付



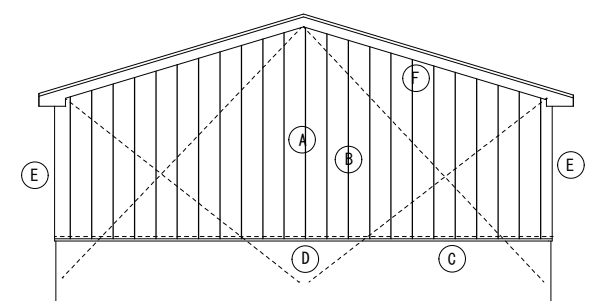
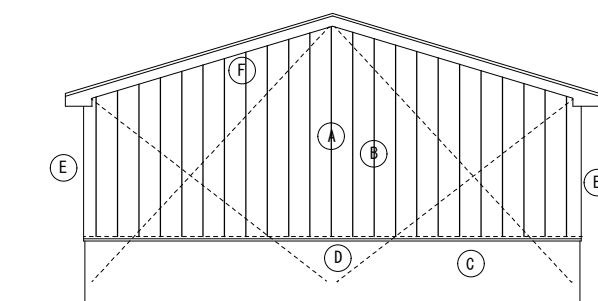
女子作業更衣室 ロッカー姿図 S=1/100

作物畜産実験室 戸棚姿図 S=1/100

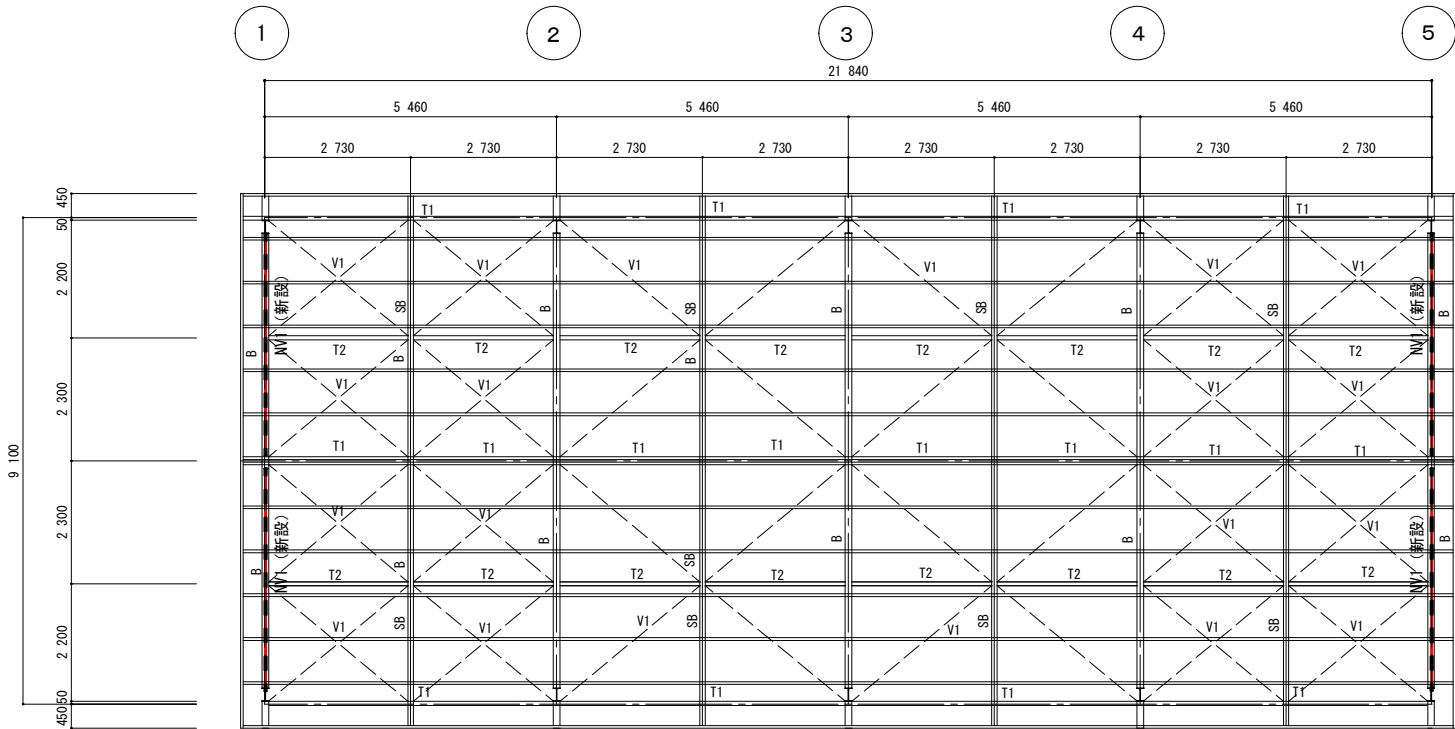
	徳島県教育委員会事務局施設整備課	●工事名 R 7 宮橋 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事	●図面番号 A-02	アルファデザイン 一級建築設計事務所 阿南市日開野町筒路19番地8 大久保 明 一級建築士登録（第）149496号 Tel (0884) -22-5611 fax (0884) -22-5626	
		●図面名 内外仕上表	●縮尺 S=1/100		



- | | |
|------------------------|---------------------|
| (A) 既存小波スレート取り外し処分 胴縁共 | (F) 止縁キャップ ガルバリウム鋼板 |
| (B) 金属製サイディング張り | |
| (C) 巾木コンクリート打ち放し | |
| (D) 水切りガルバリウム鋼板新設 | |
| (E) 出隅、入隅ガルバリウム鋼板 | |

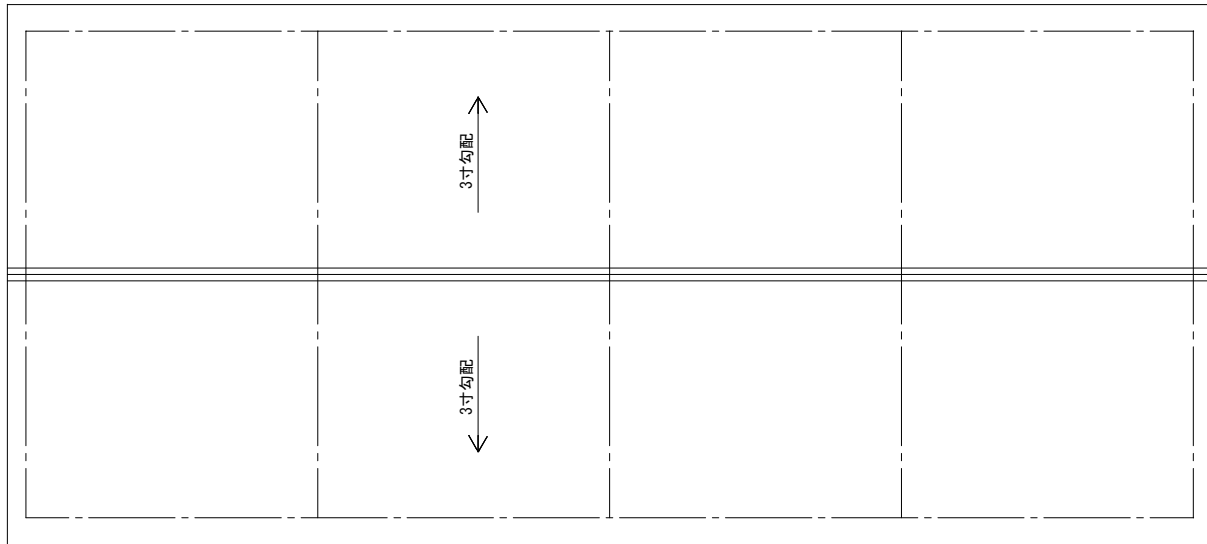


		●工事名 R7宮縄 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事	●図面番号 A-03	アルファデザイン 一級建築設計事務所 阿南市日開野町筒路19番地8 大久保 明 一級建築士登録（第）149496号 TEL (0884) -22-5611
	徳島県県土整備部営繕課			
		●図面名	●縮尺 s=1/100	
		平面図・立面図		

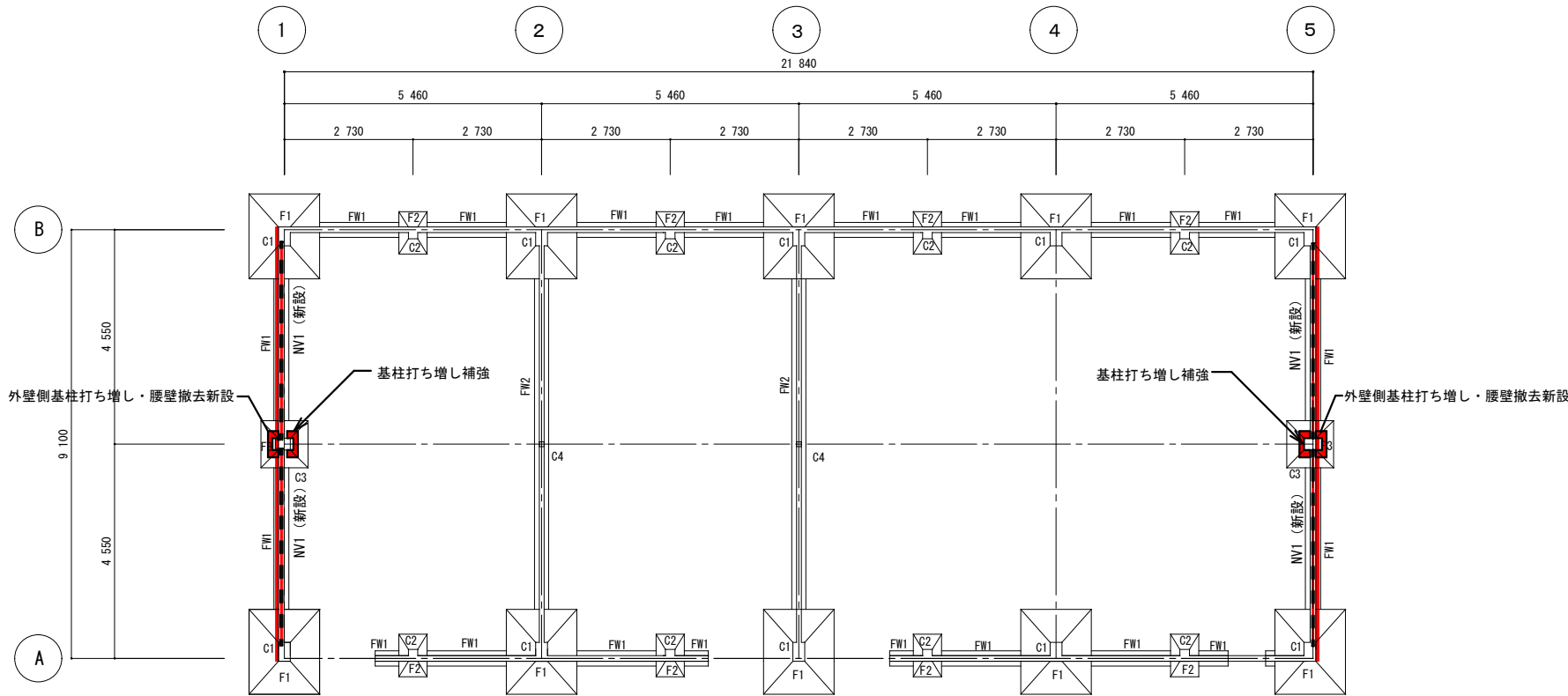


小屋伏図 S=1/100

※特記のない部材については、既存のまま



屋根平面図 S=1/100



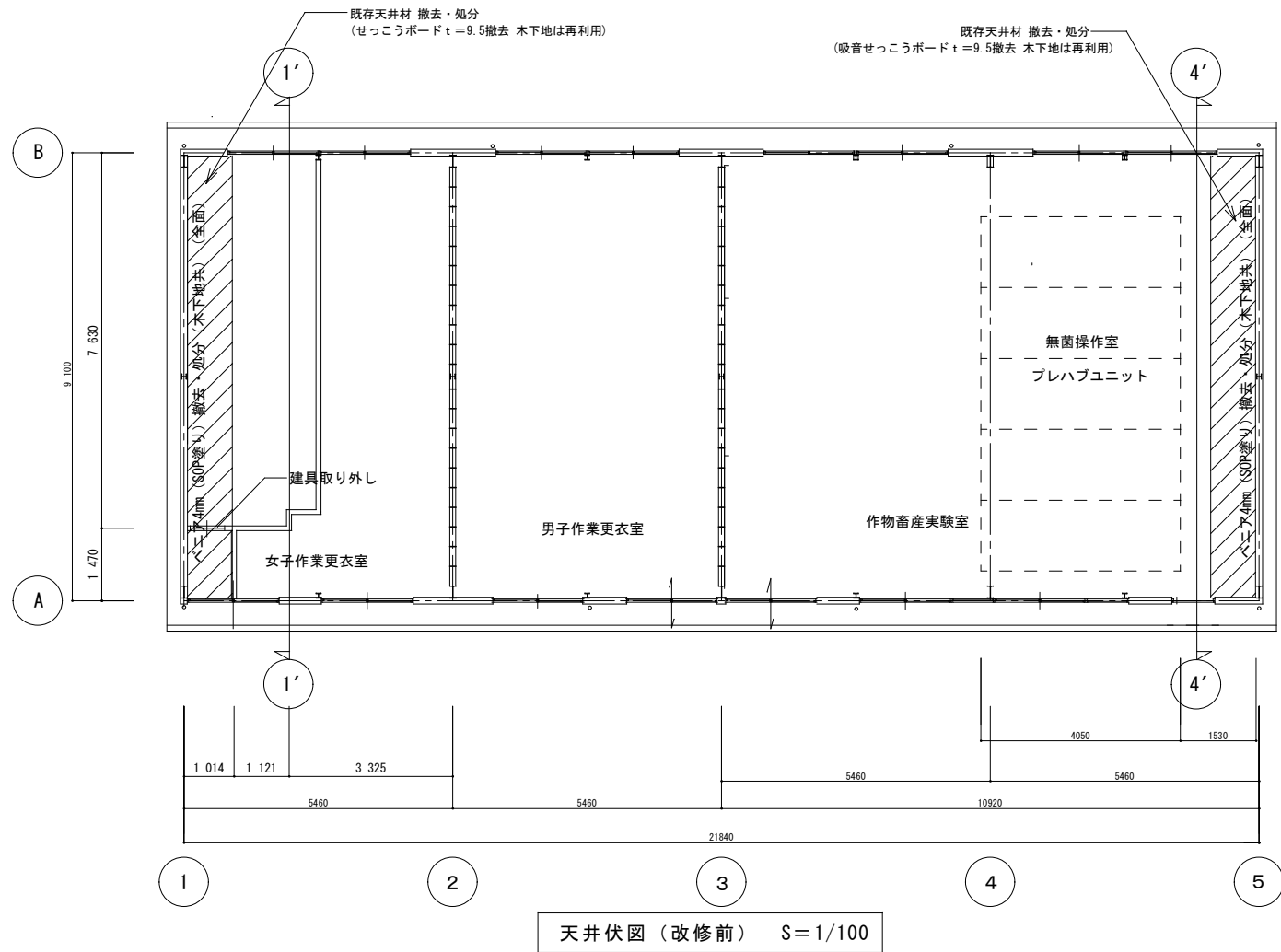
基礎伏図 S=1/100

※特記のない部材については、既存のまま

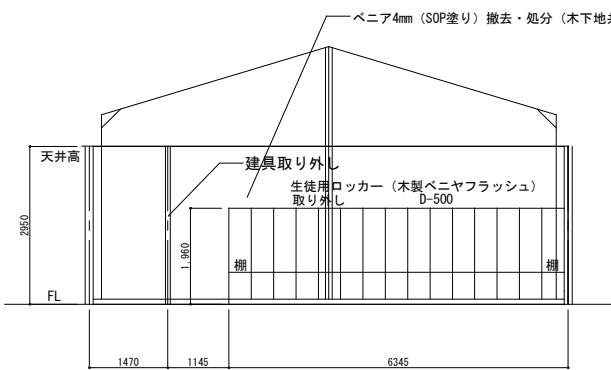
	部材リスト
C1	H-248×124×5×7
C2	2C-100×50×20×2.3
C3	2C-125×50×20×3.2
C4	2C-100×50×20×2.3
B	H-248×124×5×7
SB	2C-100×50×20×2.3
T1	C-150×75×6.5
T2	H-150×75×5×7
V1 (小屋・壁ブレース)	φ16 ターンバックル付き
母屋・胴縁	C-100×50×20×2.3
建具 開口補強	C-100×50×20×2.3
NV1 (壁補強ブレース) (新設)	M16 ターンバックル付き

※特記のない部材については、既存のまま

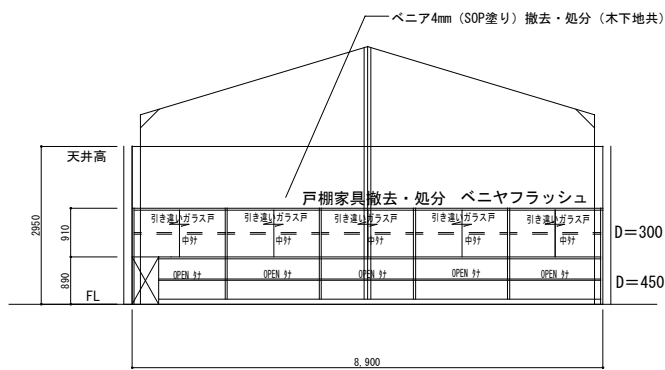
	徳島県教育委員会事務局施設整備課	●工事名 R7 宮橋 城西高等学校神山校 実習棟耐震改修工事	●図面番号 A-04	アルファデザイン 一級建築設計事務所 阿南市日開野町筒路19番地8 大久保 明 一級建築士登録 (第) 149496号 Tel (0884) -22-5611 fax (0884) -22-5626
		●図面名 小屋伏図・基礎伏図・屋根平面図・部材リスト	●縮尺 S=1/100	



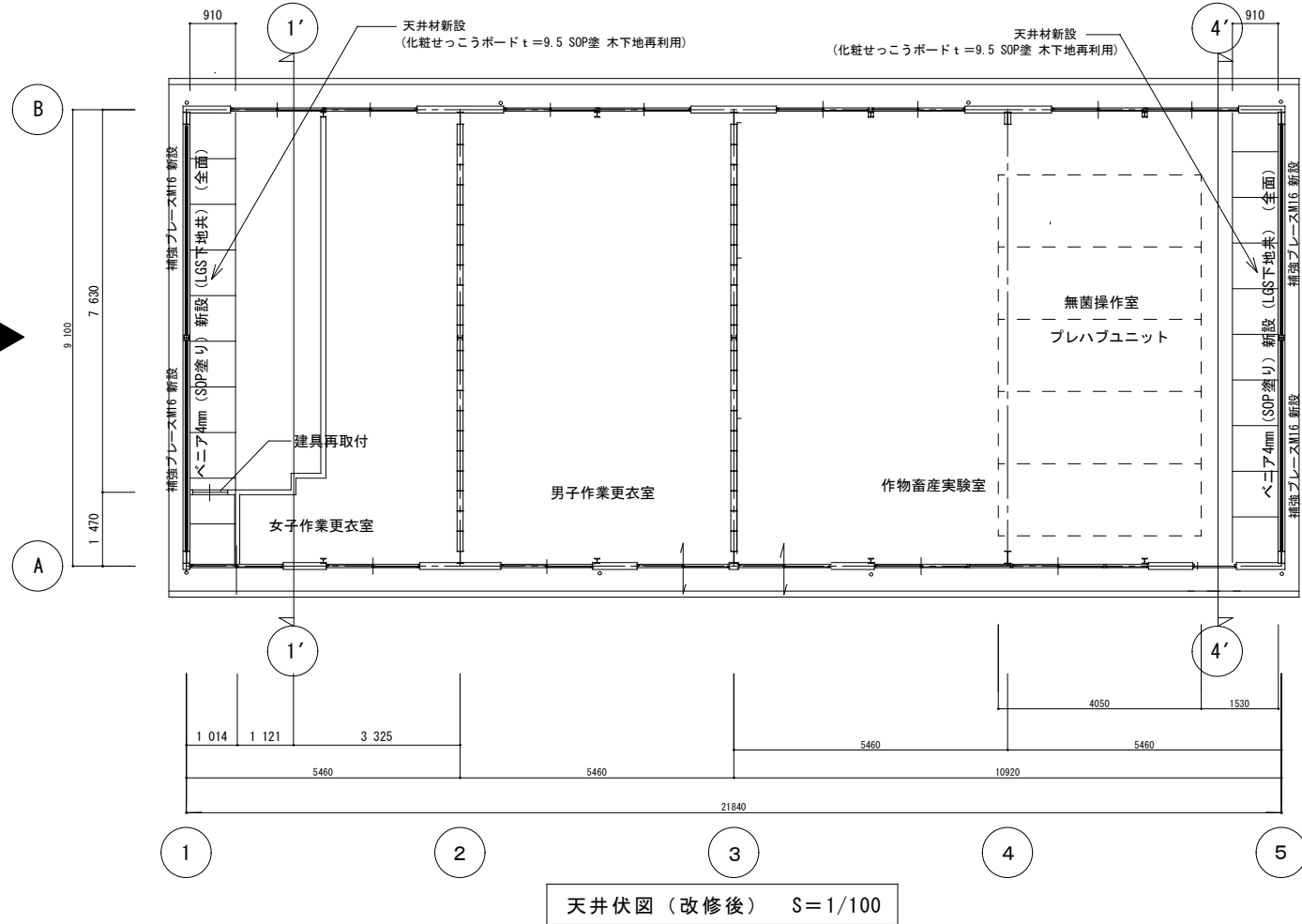
天井伏図（改修前） S=1/100



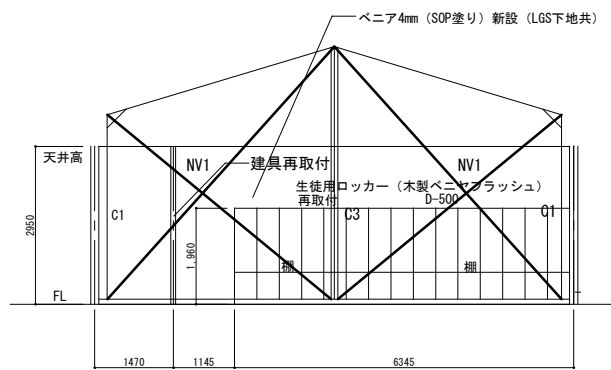
1' 面 展開図（改修前） S=1/100



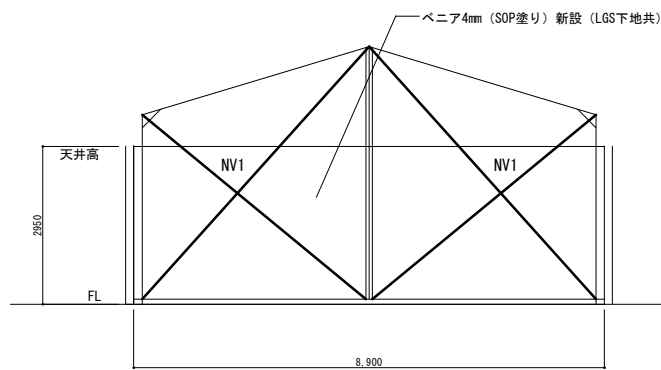
4' 面 展開図（改修前） S=1/100



天井伏図（改修後） S=1/100

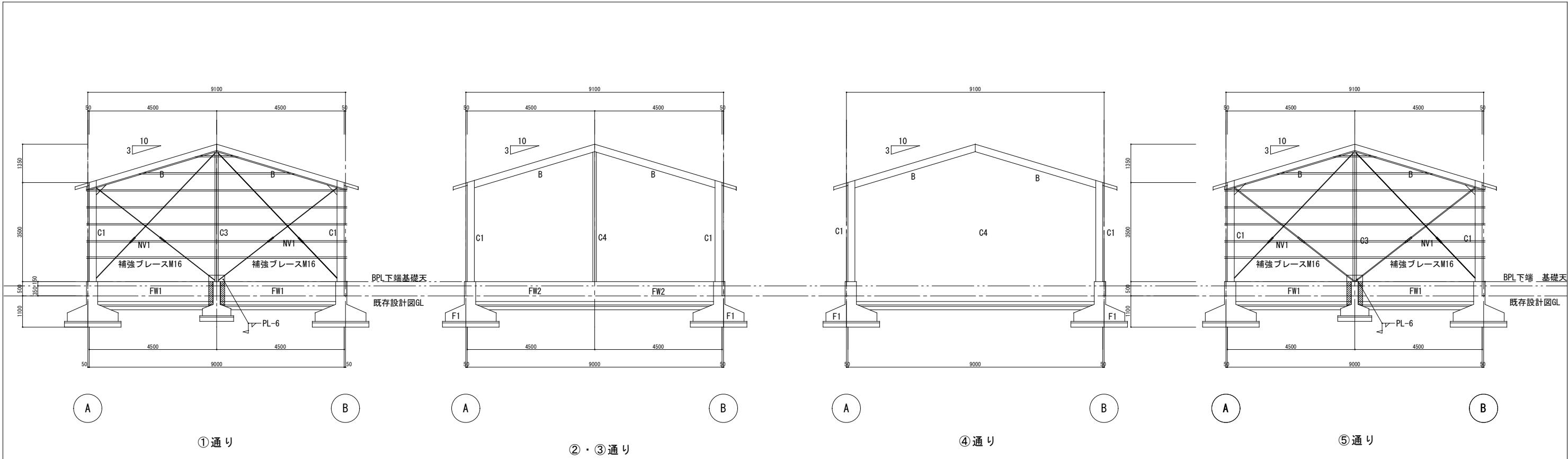


1' 面 展開図（改修後） S=1/100

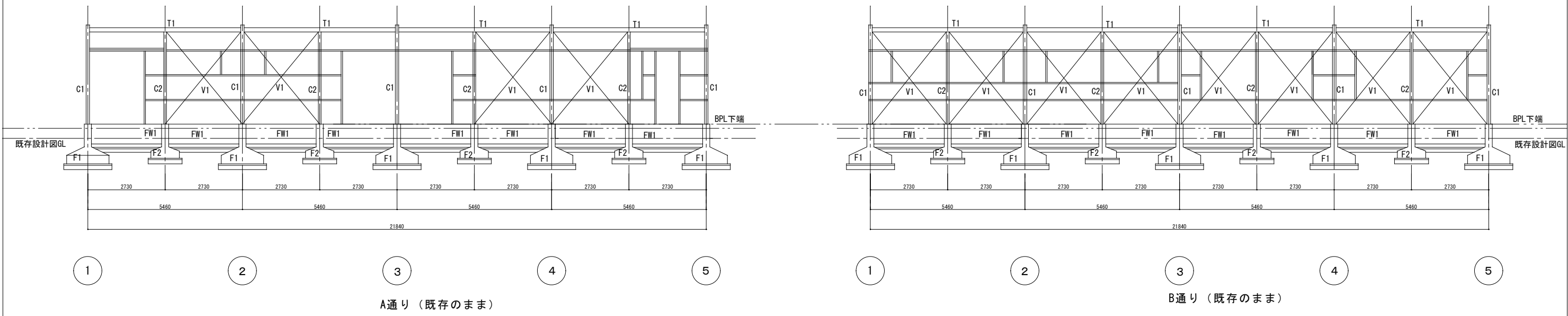


4' 面 展開図（改修後） S=1/100

徳島県教育委員会事務局施設整備課	●工事名 R7宮崎 城西高等学校神山校 神・神頼 実習棟前震改修工事	●図面番号 A-05	アルファデザイン 一級建築設計事務所 阿南市日開野町筒路19番地8 大久保 明 一級建築士登録 (第) 149496号 Tel (0884) -22-5611 fax (0884) -22-5626
	●図面名 天井伏図・展開図	●縮尺 s=1/100	



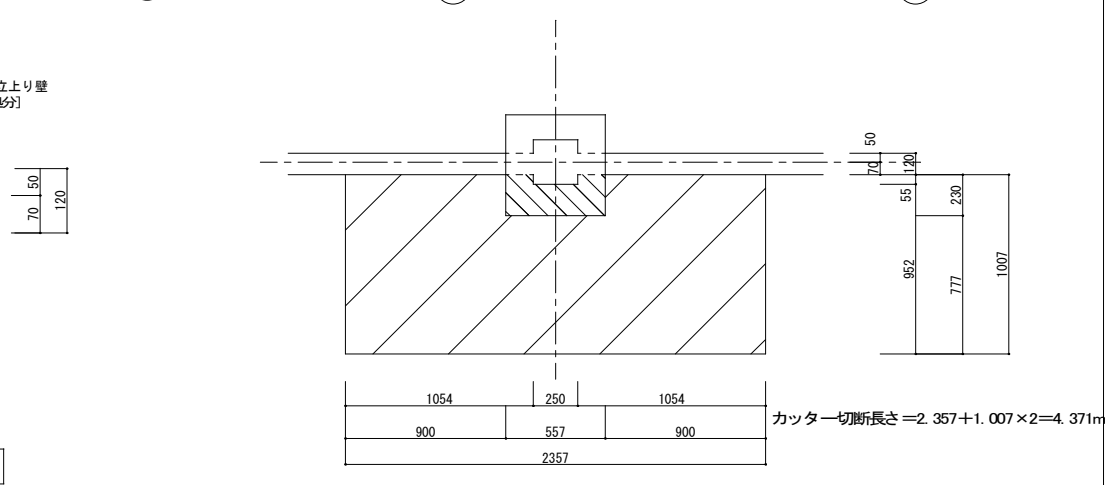
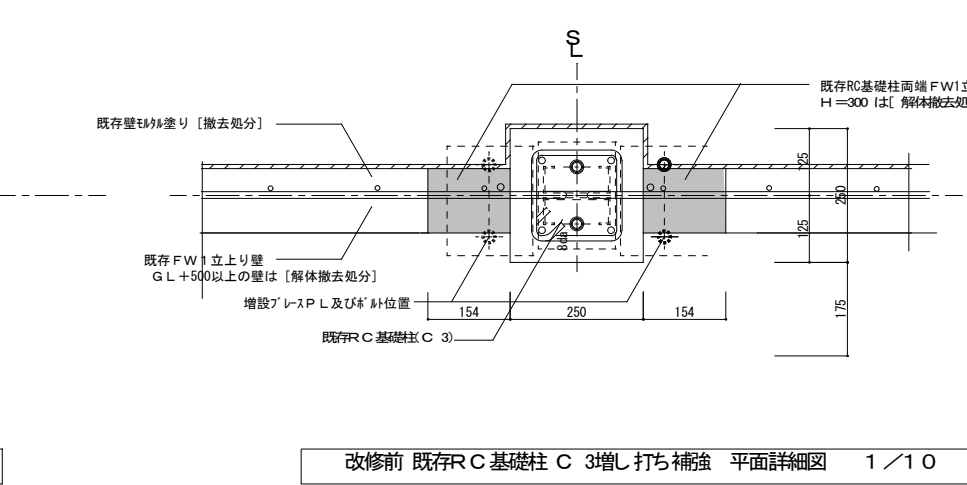
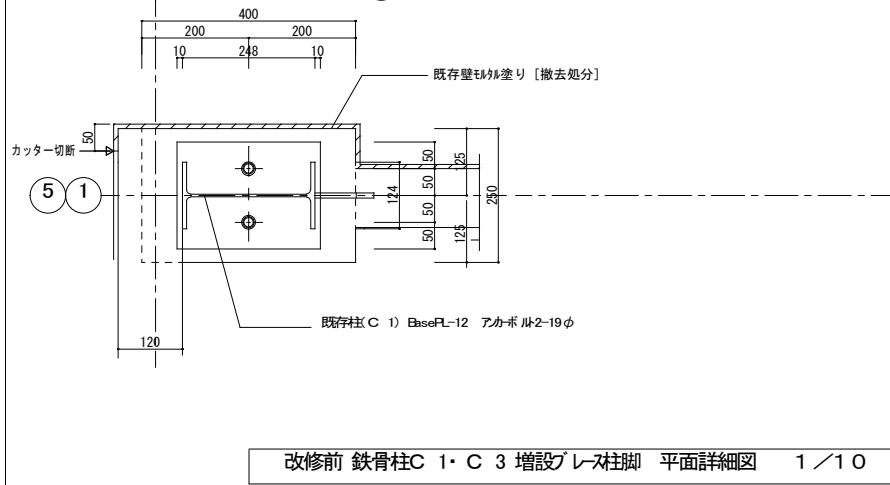
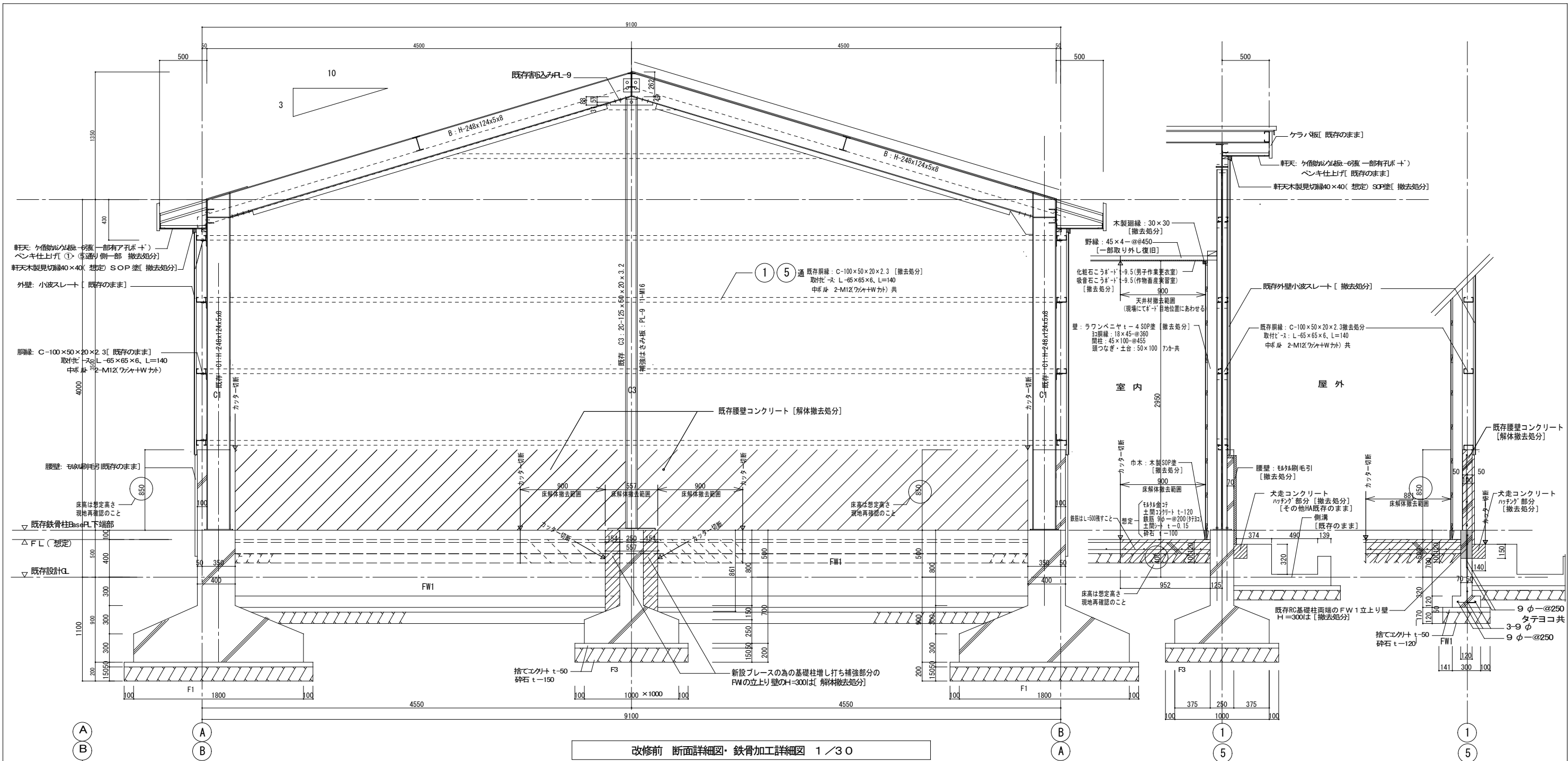
- 外壁小波スレート撤去、鉄骨胴縁撤去、既存RC腰壁撤去
- 基礎柱増し打ち補強、壁面ブレースNV1新設、外部側RC腰壁新設、外壁サイディング用鉄骨胴縁新設



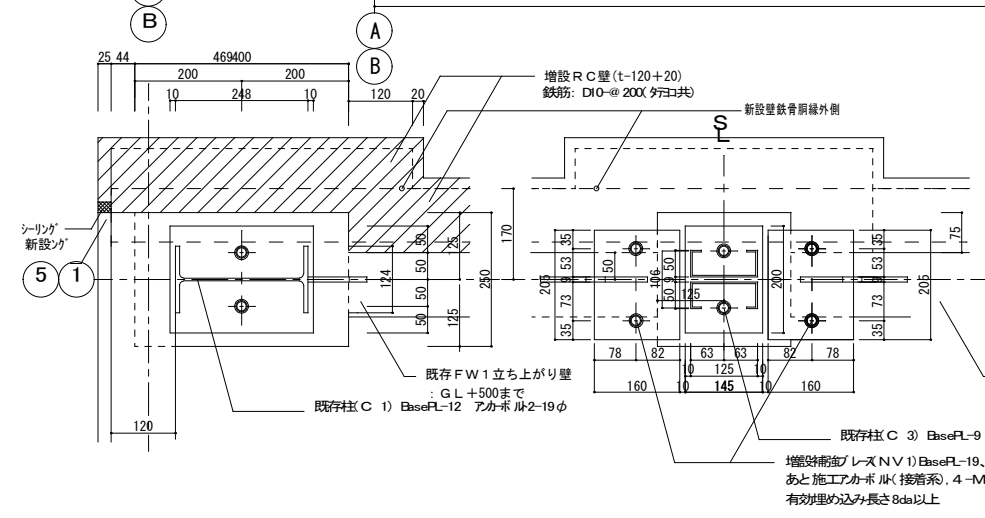
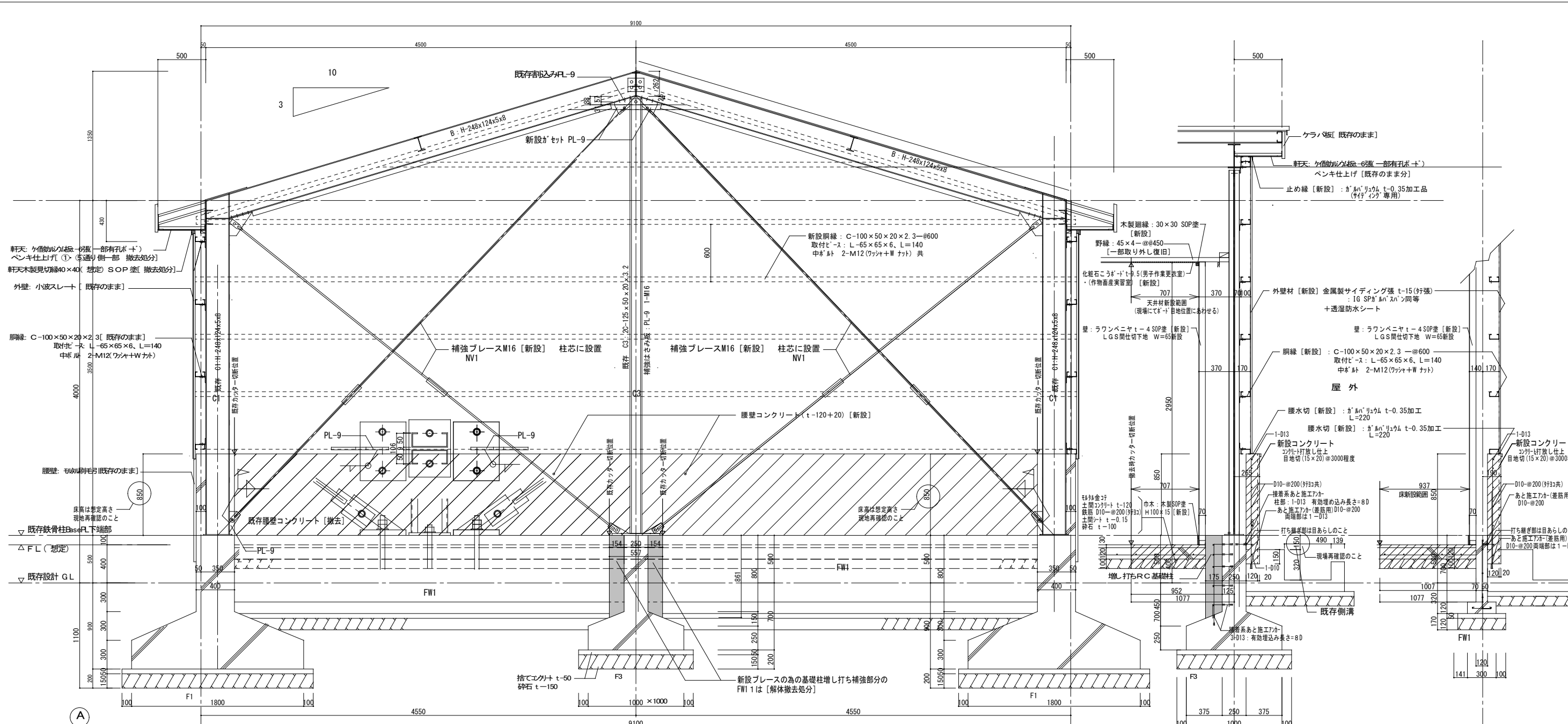
				検討図	
				drw. no.	date
				A-06	
				scale	sign
				S = 1/100	

■Project			R 7 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事		
■Drawing title			軸組図		

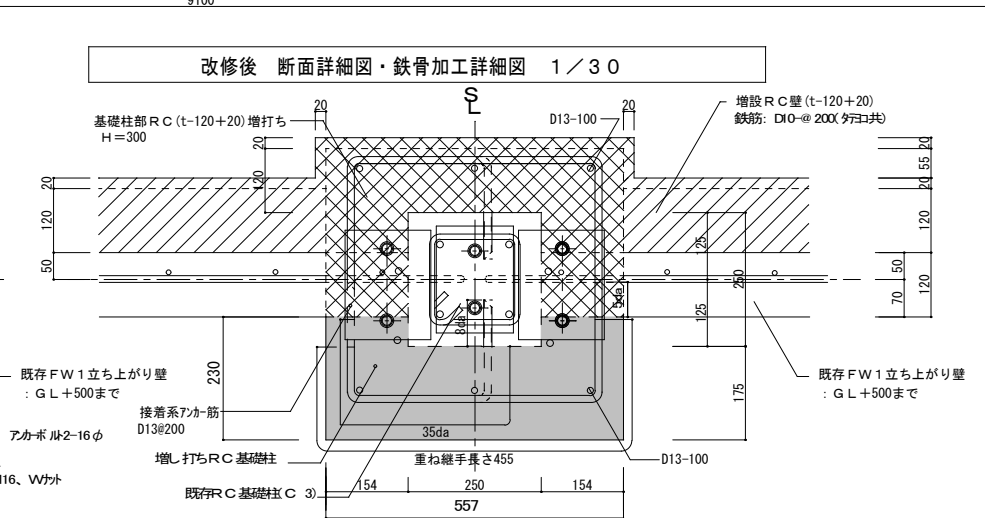
アルファデザイン 一級建築設計事務所			ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE		
徳島県阿南市日開野町前路19番地8			TEL (0884) 22-5611		
一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明			FAX (0884) 22-5626		



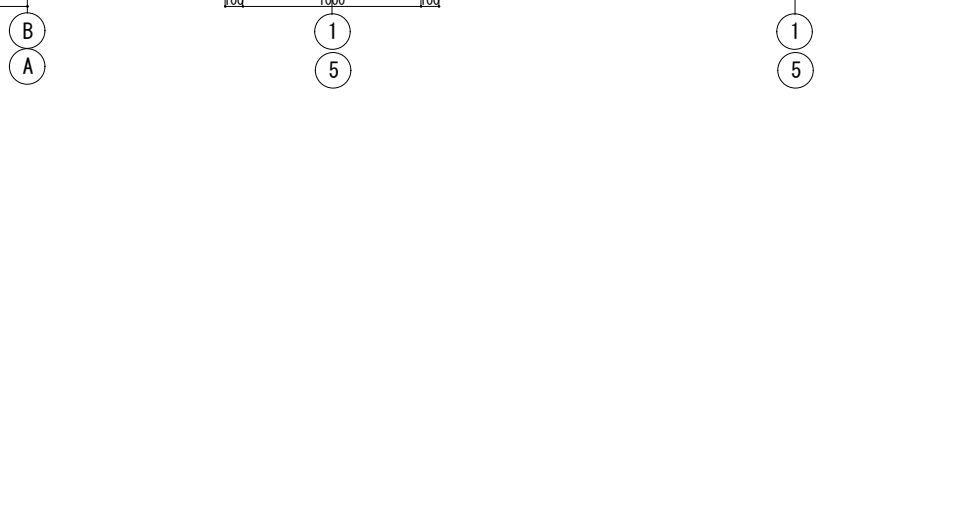
Project			Project	Project	Project
R 7 営繕 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事			Project	Project	Project
Drawing title			Drawing title	Drawing title	Drawing title
改修前 断面及び平面詳細図・鉄骨架材詳細図			Drawing title	Drawing title	Drawing title
scale			scale	scale	scale
A2 : 1/30・1/10			scale	scale	scale
A3 : 70.7%			scale	scale	scale

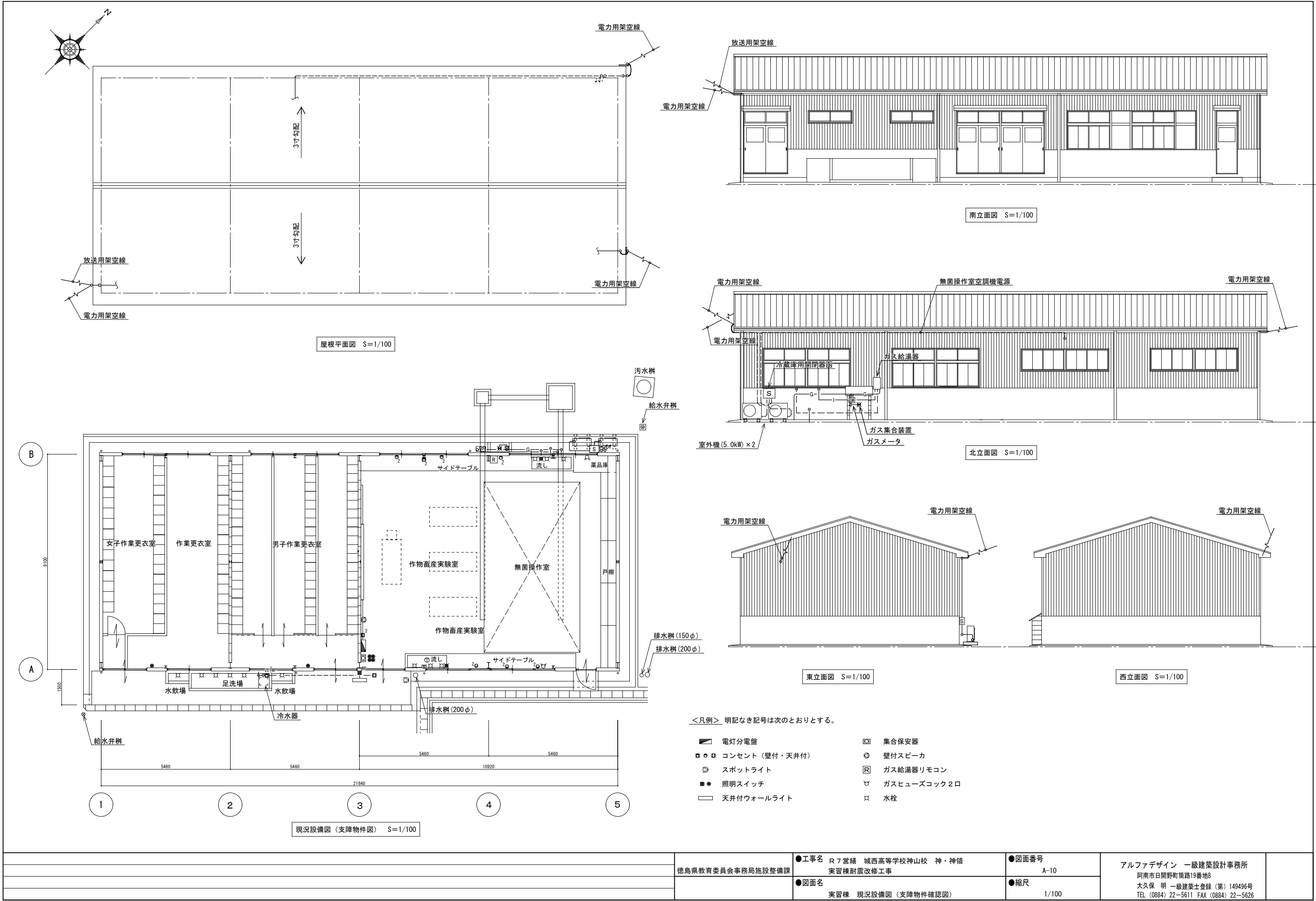


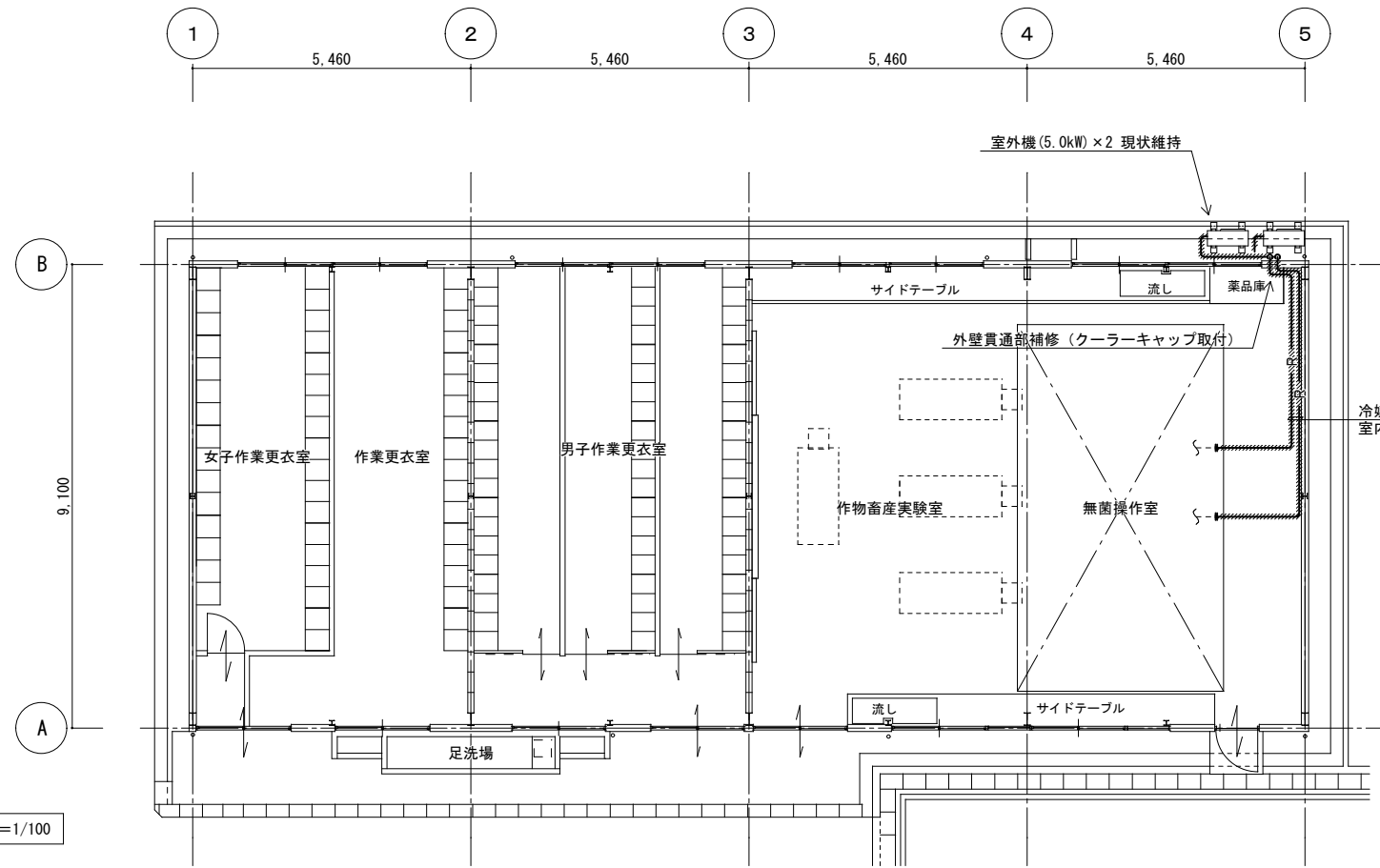
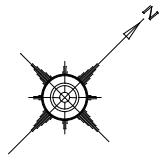
改修後 鉄骨柱 C 1・C 3 増設ブレース柱脚 平面詳細図 1 / 10



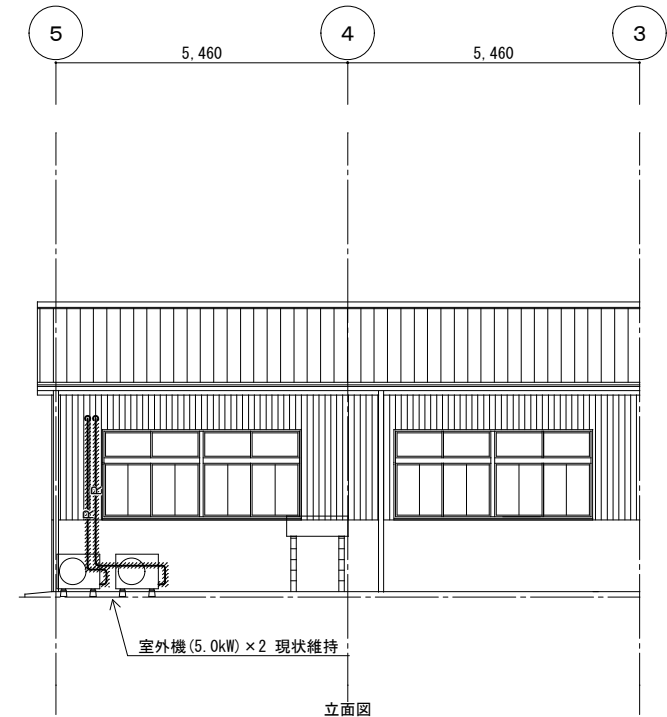
改修後 既存RC基礎柱 C 3増し打ち補強 平面詳細図 1 / 10



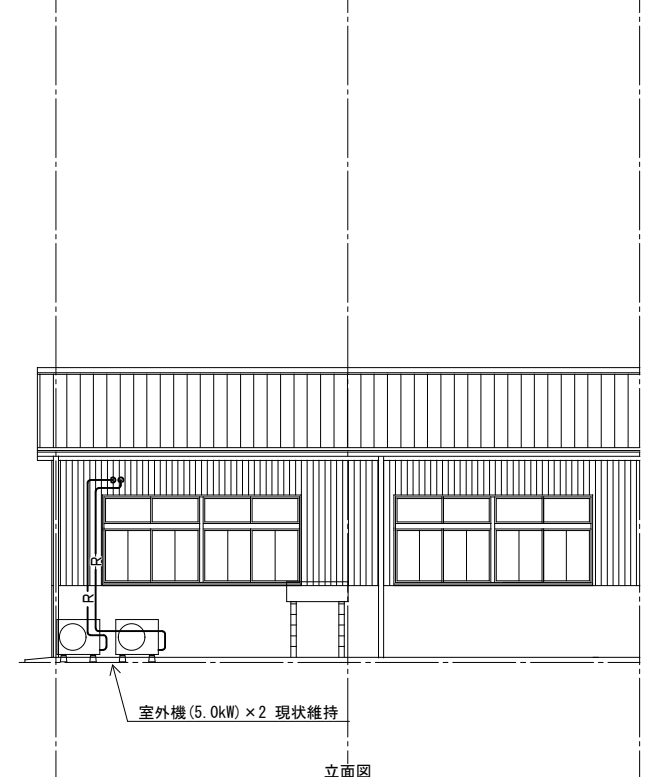
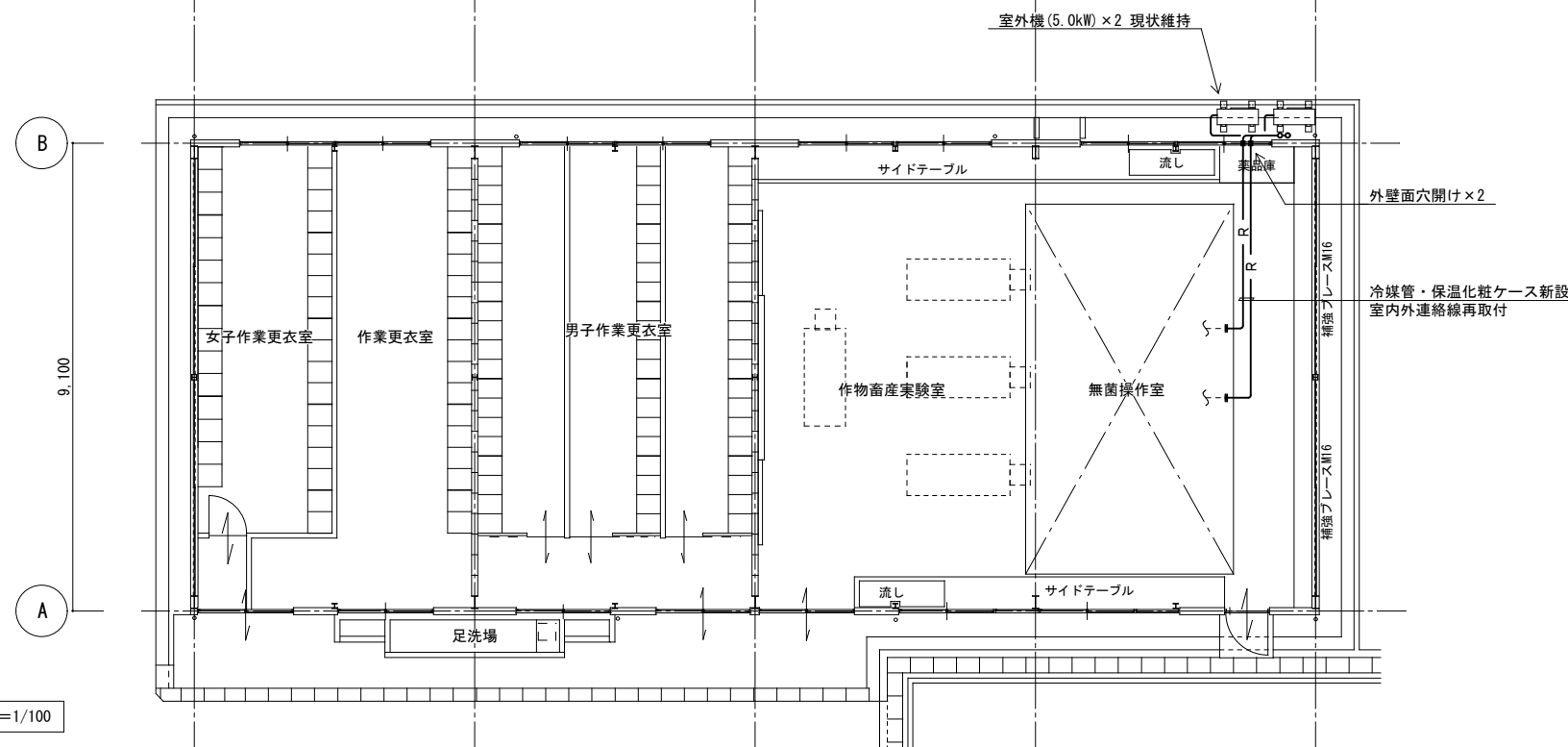




<凡例>
R 冷媒管 (6.4/12.7), 室内外連絡線 (VVF1.6mm-3C) : 冷媒共巻



立面図



立面図

<注記> 無菌操作室のうち、培養室系統の空調機については、長時間停止できないため、新設配管を接続箇所間際まで先行施工した上で施設管理者と作業日程を協議・調整し、短時間で盛替え工事を行うこと。	徳島県教育委員会事務局施設整備課	●工事名 R 7 宮崎 城西高等学校神山校 神・神領 実習棟耐震改修工事	●図面番号 A-11	アルファデザイン 一級建築設計事務所 阿南市日開野町簡路19番地8 大久保 明 一級建築士登録 (第) 149496号 TEL (0884) 22-5611 FAX (0884) 22-5626
		●図面名 実習棟 空調設備図 (改修前・後)	●縮尺 1/100	